

保育所における自己評価について

成 田 朋 子

I はじめに

昭和40年に制定された保育所保育指針は⁽¹⁾、これまで平成2年、平成11年に改定され、平成20年の今次改定は第3次の改定となる。いずれの改定も、その時々の保育行政の動向や社会の様相、変化と深く関わっての改定といえる。

今次改定の背景にまず近年の子どもを取り巻く環境の変化があげられるが、このことに関して平成17年中央教育審議会答申「子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児教育の在り方について」⁽²⁾は、子どもの育ちの変化を、基本的な生活習慣の欠如、コミュニケーション能力の不足、自制心や規範意識の不足、運動能力の低下、小学校生活への不適応、学びに対する意欲・関心の低下と指摘し、その背景は、我が国の社会の急激な変化等に伴う教育力の低下であると分析している。中央教育審議会答申の一方で、平成20年社会保障審議会少子化対策特別部会⁽³⁾においても、保育サービスの質の検討が必要となっている背景として、多くの親が家庭の教育力が低下していると実感していること、子育てが孤立化し保護者の負担感が大きくなっていること、保育所内においても発達障害児をはじめとする障害児保育の対象となる子どもが増加するなどその環境も変わりつつあること、ひとり親家庭の大幅な増加などにより子育て家庭に対する支援への期待が高まってきたことなどが指摘されている。

以上のような近年の子どもを取り巻く環境の変化により、保育所は、保育所に在園している子どもだけでなく、その保護者を視野に入れた保育を、さらには、在園児以外のすべての子どもとその保護者をも視野に入れた保育を展開することが求められるようになった。つまり、現在の保育所には、子どもを健やかに育てることと、子どもを育てる親（保護者）を支援することの2つの役割を果すことが社会から期待されており、さらに、その期待は年々ますます大きなものになっている。保育所に期待される2つの役割が深化・拡大

してきていると言えるのである。

そして、保育所がこの役割を遂行するには質の高い養護・教育・保護者に対する支援が求められることになり、今次の保育所保育指針改定の大きな目的は、時代が求める役割遂行のための「保育の質の向上」と表現することができるだろう。

このように、大きな役割を背負った改定保育所保育指針による保育が平成21年4月からスタートしたのである。

II 保育の質

勿論いつの時代においても、保育者はすべての子どもの最善の利益のために保育を行うのであり、そこでは常に質の高い保育が求められることは言うまでもないが、では、保育の質はどのように定義されるのであろうか、保育の質をどのように考えればよいのであろうか。

今日、就学前教育の重要性への認識の高まりは世界的な潮流であり、1990年代後半以降、ヨーロッパ各国は幼児教育に力を注ぎ始め、その水準は急速に向上しつつあり、今世紀に入ると、韓国や中国なども幼児教育への投資に力を入れてきている。この動向の中で、保育の質に関する研究も盛んに行われるようになった。

箕浦⁽⁴⁾は、わが国では、保育の質の定義そのものを詳細に吟味したものは未だ少ないという問題を指摘した上で、保育の質をどのように考えるのかについて2つの立場があるとしている。

保育をサービスの一つとして位置づけた上で、サービスとして提供される内容を「質」とする立場と、保育を「専門性を有する営み」と捉え、保育実践の内容を「質」として問う立場の2つである。

前者は、サービスの受け手・利用者の期待・要求をどれだけ満たしているかによって判定され、「いかなる保育が子どもの発達を保障・促進するのか」が近年の研究の共通の焦点となっている。

後者は、「子どもにより豊かな発達を促す保育

とはどのようなものであるべきか」を問うもので、従来の最低基準に盛られた可視的、物理的な項目よりも、保育の内容やカリキュラムに一步踏み込んで、そのあるべき要件を提示しようとするものである。

箕浦は、現在の日本における保育に「質」を求める社会的な議論は、前者の視点（後述の、構造的特徴に当たる）に重きを置く傾向が強いと述べている。

保育と子どもの発達との関係を明らかにするために1300人の新生児を追跡調査したアメリカの国立小児保健・人間発達研究所（NICHD）の研究⁶⁾でも、保育の質を、保育の構造的特徴（子どもと保育者の人数比率、クラスごとの子どもの数、担当の保育者が受けた教育のレベル）と日々子どもが体験する保育者との相互作用に関するプロセス的特徴（保育者の子どもの行動に対する感受性の豊かさや子どもの興味とやる気を励ますような接し方、保育者と子どもの頻繁なかかわりなど）の2つの構成要素から定義している。

研究の分野では、保育の質をどのように考えるかという研究と平行して、否、むしろ、質をどのように考えるかという研究そのもの以上に、保育の質を測定する方法に関する研究が盛んである。

「いかなる保育が子どもの発達を保障・促進するのか」についての尺度としては、ノースカロライナ大学のテルマ・ハームス教授とリチャード・クリフォード教授が1980年に考案し、その後カナダやヨーロッパでも活用されている保育評価スケール幼児版ECERS-R⁶⁾、乳児版ITERS-Rが代表的なものである。ECERS-R、ITERS-Rでは、「空間と家具」「個人的な日常のケア」「言語—推理」「活動」「相互関係」「保育計画」「保護者と保育者」の7領域、43項目について、＜不適切＞から、＜とてもよい＞により評価できるよう作成されている。わが国で考案されてきた尺度に比して、こまやかな配慮が感じられるものとなっている。

後者の「子どもにより豊かな発達を促す保育とはどのようなものであるべきか」を測定する方法に関しては、ベルギーで開発されOECD諸国で利用されてきているSICS（Self-evaluation Instrument for Care Settings）が参考になる。

そのキー概念は安心度（Well-Being、居場所感）と夢中度（Involvement、没頭度）であり、「安心度」とは、らしさ・こちよさの度合であり、「夢中度」とはひと、もの、ことに心はずませてかわる度合を表す。

わが国でも、乳幼児の生命・安全の保持や心身の健全な発達保障という観点から、現行の構造基準による設備の基準（数値基準）に加えて、乳幼児の生活・活動を支える機能面に着目した保育環境・空間の基準（定性的基準）について検討を行うこと、また、近年増加している低年齢児や障害児等、特にきめこまかな配慮や対応を要する児童の増加を踏まえ、居室、園庭、遊具等の物的環境のあり方を検討することを目的とした調査研究⁷⁾が行われている。

研究は、保育所の物的環境について、面積や容積、または部屋の数といった数値からではなく、保育所に求められている「機能」を提供する上で必要と考えられる条件や設備に着目し、必要な空間・環境について整理したガイドラインを提示している。

さらに、保育環境の中でも代表的な要素である保育室について、0～1歳は4.11平方メートル以上、2歳以上は2.43平方メートル以上を確保するよう提言を行っている。

Ⅲ 保育の質向上のための保育士及び保育所の自己評価

石井⁸⁾は、家庭と共に子どもが育つ場所としての保育所、そして保護者とともに子どもを育てる保育者の存在こそ、もっとも重要視されるべきであり、それは未来の社会を築く存在として、子どもの養育が大きく関与しているからだ述べている。

このように保育者の保育の質の如何が子どもの成長発達を左右する故問題になるのである。

したがって、これまでも保育の質の向上のためには、一人ひとりの保育者は、それぞれの立場で様々な努力や試みを重ねてきたと考えられるが、現時点で、保育に直接関わっている保育者は何をなすべきであろうか。

改定保育所保育指針第4章 保育の計画及び評価 では、保育者の日々の保育について以下のよ

うに述べられている。

保育所保育指針

第 4 章 保育の計画及び評価

保育所は、第 1 章（総則）に示された保育の目標を達成するために、保育の基本となる「保育課程」を編成するとともに、これを具体化した「指導計画」を作成しなければならない。

保育課程及び指導計画（以下「保育の計画」という。）は、すべての子どもが、入所している間、安定した生活を送り、充実した活動ができるように、柔軟で発展的なものとし、また、一貫性のあるものとなるよう配慮することが重要である。

また、保育所は、保育の計画に基づいて保育士、保育の内容の評価及びこれに基づく改善に努め、保育の質の向上を図るとともに、その社会的責任を果たさなければならない。

以上のように、すべての保育者は日々の保育を計画的に進めなければならないが、そこで行われる保育が質の高いものになるための一つの方法として「自己評価」があげられるのである。

保育の質向上のための自己評価については、改定保育所保育指針第 4 章 保育の計画及び評価 2 保育の内容等の自己評価 (1) 保育士等の自己評価、(2) 保育所の自己評価、および第 7 章 職員の資質向上 2 施設長の責務 に明確に謳われている。

保育所保育指針

第 4 章 保育の計画及び評価

2 保育の内容等の自己評価

(1) 保育士等の自己評価

ア 保育士等は、保育の計画や保育の記録を通して、自らの保育実践を振り返り、自己評価することを通して、その専門性の向上や保育実践の改善に努めなければならない。

イ 保育士等による自己評価に当たっては、次の事項に留意しなければならない。

(ア) 子どもの活動内容やその結果だけでなく、子どもの心の育ちや意欲、取り組む過程などに十分配慮すること。

(イ) 自らの保育実践の振り返りや職員相互の話し合い等を通じて、専門性の向上及び保育の質の向上のための課題を明確にするとともに、保育所全体の保育の内容に関する認識を深めること。

(2) 保育所の自己評価

ア 保育所は、保育の質の向上を図るため、保育の計画の展開や保育士等の自己評価を踏まえ、当該保育所の保育の内容等について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

イ 保育所の自己評価を行うに当たっては、次の事項に留意しなければならない。

(ア) 地域の実情や保育所の実態に即して、適切に評価の観点や項目等を設定し、全職員による共通理解を持って取り組むとともに、評価の結果を踏まえ、当該保育所の保育の内容等の改善を図ること。

(イ) 児童福祉施設最低基準第 36 条の趣旨を踏まえ、保育の内容等の評価に関し、保護者及び地域住民等の意見を聴くことが望ましいこと。

第 7 章 職員の資質向上

2 施設長の責務

施設長は、保育の質及び職員の資質の向上のため、次の事項に留意するとともに、必要な環境の確保に努めなければならない。

(1) 施設長は、保育所の役割や社会的責任を遂行するために、法令等を遵守し、保育所を取り巻く社会情勢などを踏まえ、その専門性等の向上に努めること。

- (2)第4章(保育の計画及び評価)の2の(1)(保育士等の自己評価)及び(2)(保育所の自己評価)等を踏まえ、職員が保育所の課題について共通理解を深め、協力して改善に努めることができる体制を作ること
- (3)職員及び保育所の課題を踏まえた保育所内外の研修を体系的、計画的に実施するとともに、職員の自己研鑽に対する援助や助言に努めること。

ところで、改定保育所保育指針に謳われている以上のような評価や公表については、既に、平成12年に社会福祉法において、福祉サービスの質の向上のための評価や利用者への情報提供が規定され、児童福祉施設である保育所においても、同様に求められてきたことである。

旧保育所保育指針

第13章 保育所における子育て支援及び職員の研修など

3 職員の研修等

保育所に求められる質の高い保育や入所児童の多様な保育ニーズへの対応並びに子育て支援等のサービスは、職員の日常の自己学習や保育活動での経験及び研修を通じて深められた知識、技術並びに人間性が実践に反映されることにより確保できるものである。

そのためには、所長及びすべての職員が保育やその他の諸活動を通じて、知見と人間性を深め、保育の知識、技術及び施設運営の質を高めるよう、常に自己研鑽に努めることが必要である。

保育所では、所長はじめ職員全員が研修の意義及び必要性について共通理解を持ち、職員が研修に積極的かつ主体的に参画できるような環境づくりに心がけ、職員の資質の向上を図り、また、職員、所長及び保育所自身の自己評価を不断に行うことが求められる。

所内研修、派遣研修は、保育所の職員体制、全体的業務などに留意して、体系

的、計画的に実施する。また、自己評価は職種別あるいは保育所全体で個々に主体的かつ定期的実施する。

その後平成14年度に入り、厚生労働省雇用均等・児童家庭局は、社会福祉法第78条に基づき、保育の質の向上と利用者の選択に資するための自己評価を基盤とする第三者評価を導入し、保育の質の向上を図ったが、評価を受審することが義務ではないため、なかなか保育現場に浸透していかず、受審する保育所が少ない状況が続いていた。

社会福祉法

(福祉サービスの質の向上のための措置等)

第78条 社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。

このような状況の下、厚生労働省では、今次保育所保育指針の告示に伴い、保育指針に基づく現場での保育の実践を支援するため、保育現場での保育の質の向上のための取組を支援するための行動計画として、「保育所における質の向上のためのアクションプログラム」⁽⁹⁾を策定し、保育所の自己評価の推進と評価の充実についても明記した。これを受けて、平成21年3月、厚生労働省「保育所における自己評価ガイドライン」⁽¹⁰⁾が出され、保育現場においてはさまざまな取組がスタートしたところである。

IV 自己評価の実際

① 自己評価の目的

では、改定保育所保育指針が求めている保育所における自己評価はどのようなものであろうか。

改訂保育所保育指針において、保育士の自己評価については「保育士等は、保育の計画や保育の記録を通して、自らの保育実践を振り返り、自己評価することを通して、その専門性の向上や保育実践の改善に努めなければならない」(第4章 保育の計画及び評価 の2 保育内容等の自己評価

(1) 保育士等の自己評価 ア)と、また、保育所の自己評価についても、「保育所は、保育の質の向上を図るため、保育の計画の展開や保育士等の自己評価結果を踏まえ、当該保育所の保育の内容等について自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない」(第4章 保育の計画及び評価 2 保育内容等の自己評価 (2) 保育所の自己評価 ア)と、自己評価の目的及び定義が明確に謳われている。

すなわち、保育士の自己評価とは、保育の計画や保育の記録を通して、自らの保育実践を振り返り、評価することであり、保育所の自己評価とは、保育の計画の展開や保育士等の自己評価結果を踏まえ、当該保育所の保育の内容等について自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めることである。そして、自己評価の目的は、自己評価することを通して、その専門性を向上させ、保育実践を改善すること、一言で表現すると保育の質の向上を図ることである。

② 自己評価のプロセス

自己評価はどのようなプロセスで行えばよいのであろうか。

「保育所における自己評価ガイドライン」¹⁰⁾には「自己評価の理念モデル」が示されているので、ガイドラインを引用しながら、プロセスを追っていくことにする。

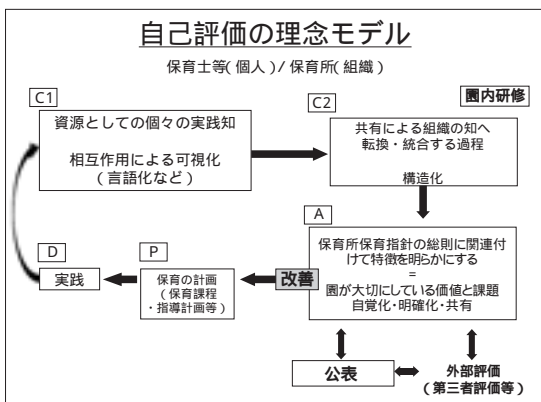


図 1 自己評価の理念モデル

i) 保育所における自己評価は、保育の計画(Plan)―実践(Do)―評価(Check)―改善(Action)からなる循環的なシステムである。こ

の一連の流れは、保育士等個人によって行われるものと保育所(組織)として行われるものとが、相互に関連しながら絶えず営まれていく。

ii) 自己評価はC1、C2、Aの3つの過程に分けて考えられる。

iii) C1では、個々の保育士等がそれぞれの実践を振り返り、他者に語ったり文章化していく。この振り返りの過程では、個々の保育士の子ども観、保育観、発達観や保育に関する知識、技術などが反映されることになる。

iv) C2では、C1で確認したり理解を深め合ったりしたことを、園内研修などを通じて組織的に共有する。

v) 園内研修等において、さらに新たな観点からの理解や認識が得られるとともに、課題とその対応に関する提案などがなされる。職員間で子どもや保育について学びを深めることにより、個々の実践によって得られたものが関連性をもって整理され、次第に体系的なものとなっていく。

vi) Aでは、共有され深まった理解を、保育指針に基づく評価の観点に照らし合わせ、保育所全体として大切にしている価値や今抱えている課題を明確にする。このことにより、次のステップに向けて取り組む職員全員の意欲や姿勢が形成される。

以上をまとめると、個々の保育者の振り返りと可視化を図り、それを組織で共有し、さらに全員で改善する姿勢を形成することである。

そして、これら自己評価の年間を単位とした進め方は図2の通りである。



図 2 自己評価の進め方

図1のプロセスを保育の年間の流れに沿って繰り返すのである。

ここで大切なことは、常勤と非常勤、保育士と保育士以外の職員の区別なく、可能な限り全員が参加できるよう配慮することであろう。

③ 自己評価の観点

「保育所における自己評価ガイドライン」^④においては、何を評価するかについても整理されている。

ガイドラインは4つの評価の観点－Ⅰ保育理念、Ⅱ子どもの発達援助、Ⅲ保護者に対する支援、Ⅳ保育を支える組織基盤－を示し、保育所保育指針の関連箇所を対比させて示している。

表1 自己評価の観点

	自己評価の観点	保育指針 (主に関連する箇所等)
Ⅰ 保育理念	子どもの最善の利益の考慮 ① 子どもの人権の尊重 ② 保育方針・保育目標	第1章 総則 2 保育所の役割(1) 4 保育所の社会的責任(1) 第6章 保護者に対する支援 1 保育所における保護者に対する支援の基本(1) 第7章 職員の資質向上 1 職員の資質向上に関する基本的事項(1) 等
	1 子どもの福祉を増進することに最もふさわしい生活の場 ① 健康・安全で心地良い生活 ② 子どもの主体的な生活 ③ 人との関わりを育む環境	第1章 総則 2 保育所の役割(1) 3 保育の原理 (2) 保育の方法 (3) 保育の環境 第5章 健康及び安全 2 環境及び衛生管理並びに安全管理 (1) 環境及び衛生管理 等
Ⅱ 子どもの	2 生活と発達の連続性 ① 子ども観・発達観の理解と共有 ② 発達過程に応じた保育 ③ 個人差への配慮 ④ 生活の連続性	第1章 総則 3 保育の原理 (2) 保育の方法 第2章 子どもの発達 1 乳幼児期の発達の特性 2 発達過程 第3章 保育の内容 2 保育の実施上の配慮事項 第4章 保育の計画及び評価

発達援助	3 養護と教育の一体的展開 ① 主に乳児保育における養護と教育の一体的展開 ② 主に1、2歳児の保育における養護と教育の一体的展開 ③ 主に3、4、5歳児の保育における養護と教育の一体的展開	1 保育の計画 (1) 保育課程 等 第1章 総則 2 保育所の役割(2) 3 保育の原理 (1) 保育の目標 第3章 保育の内容 前文 1 保育のねらい及び内容 2 保育の実施上の配慮事項 第4章 保育の計画及び評価 1 保育の計画 等
	4 環境を通して行う保育 ① 保育の環境 ・人的環境 ・物的環境 ・空間 ・自然や社会事象等 ② 環境の構成・再構成	第1章 総則 2 保育所の役割 3 保育の原理 (2) 保育の方法 (3) 保育の環境 第2章 子どもの発達 前文 第3章 保育の内容 1 保育のねらい及び内容 2 保育の実施上の配慮事項 第4章 保育の計画及び評価 1 保育の計画 (2) 指導計画 等
Ⅲ 保護者に対する支援	1 家庭との緊密な連携 ① 子どもの成長の喜びを共有 ② 保育内容等の説明・応答責任 ③ 子育てに関する相談・援助 ④ 保護者への個別支援 2 地域における子育て支援 ① 保育所機能の開放 ② 関係機関との連携 ③ 情報提供	第1章 総則 2 保育所の役割 3 保育の原理 (1) 保育の目標 (2) 保育の方法 4 保育所の社会的責任(2)(3) 第3章 保育の内容 2 保育実施上の配慮事項 第6章 保護者に対する支援 1 保育所における保護者に対する支援の基本 2 保育所に入所している子どもの保護者に対する支援 3 地域における子育て支援 等
	1 健康及び安全の実施体制	第5章 健康及び安全 1 子どもの健康支援 2 環境及び衛生管理並びに安全管理 4 健康及び安全の実施体制等 第6章 保護者に対する

IV 保 育 を 支 え る 組 織 的 基 盤	① 健康の保持及び増進	支援
	② 安全・衛生管理	2 保育所に入所している子どもの保護者に対する支援等
	③ 家庭や保健・医療機関等との連携	
	2 職員の資質向上	第 4 章 保育の計画及び評価
	① 保育の計画	2 保育の内容等の自己評価
	② 保育士等の自己評価	(1) 保育士等の自己評価
	③ 保育所の自己評価	(2) 保育所の自己評価
	④ 研修	第 7 章 職員の資質向上
	3 運営・管理、社会的責任	3 職員の研修等 等
	① 法令等の遵守	第 1 章 総則
② 個人情報取扱と苦情解決の責任	4 保育所の社会的責任(3)	
③ 施設長の責務	第 7 章 職員の資質向上	
	1 職員の資質向上に関する基本的事項	
	2 施設長の責務 等	

留意すべき点は、評価項目だけが独立して成り立つものではないということである。ガイドラインが示した観点を参考にして、各保育所で具体的な評価項目を設定することが重要である。

④ 自己評価の結果の公表

改定保育所保育指針は平成21年から厚生労働大臣の告示として施行され、全ての子どもが健やかに育つための保育の質を向上させるために、保育所の保育内容が児童福祉施設最低基準第35条に規定され、認可保育所は、改定保育所保育指針に示された保育内容を法律と同じように守らなければならないようになったのであるが、さらに、改定保育所保育指針は、自己評価の結果を公表することも努力義務として位置づけているのである。

保育所保育指針

第 4 章 保育の計画及び評価 2 保育の内容等の自己評価 (2) 保育所の自己評価 ア
保育所は、保育の質の向上を図るため、保育の計画の展開や保育士等の自己評価を踏まえ、当該保育所の保育の内容等について自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

V 自己評価の現状

では、現時点において、保育の現場では自己評価に対してどのような取り組みがなされているのであろうか、その現状を探ってみよう。

2009年3月に出されたベネッセ次世代育成研究所「第1回 幼児教育・保育についての基本調査(保育所編)」報告書^⑧は、保育所の現場が、2008年3月の保育所保育指針告示を受けて、どのような取組を行ってきたかを調査している。

改定保育所保育指針の実施に向けた取組についての質問の一つに「自己評価は現在のものを見直したり、新たに編成・作成したりして、新指針の実施に向けて対応を進めているかどうか」について回答が求められている。回答は「新たに計画している」「現在のものを見直している」「今あるもので十分と考えている」「まだ予定していない」「無答不明」に分布しているが、保育所の自己評価の仕組み作りは「現在のものを見直している」という回答が最も多く(公営39.9%、私営42.6%)、「新たに計画している」は公営21.7%、私営29.0%、「まだ予定していない」は公営、私営それぞれで27.4%、18.9%、「今あるもので十分と考えている」は6.9%、6.4%であった。保育士等の自己評価の仕組み作りについてもほぼ同様の数値が見られた。

筆者は、2010年9月にO市公私立保育所園長研修^⑨に講師として参加する機会があり、園長たちの自己評価への取組の、必ずしも順調とは言えない現状を知ることができた。

O市では、3年間で取り組む研修のテーマに自己評価を掲げ、「保育士のための自己評価チェックリスト」編纂委員会の「平成20年告示保育所保育指針対応 保育士のための自己評価チェックリスト」^⑩を利用しての勉強が始められていた。

研修では本題に入る前に、自己評価の仕組み作りの現状について回答を求めた。

54園の結果は下表のように、「自己評価の仕組み作りを計画している」園が24園(44.4%)、「現

自己評価の仕組み作りを計画している	24 (44.4%)
現在のものを見直している	29 (53.7%)
今あるもので十分と考えている	0
まだ予定していない	1 (1.9%)
無答	0

在のものを見直している」園が29園（53.7%）「予定していない」園が1園（1.9%）であった。

改定保育所保育指針の施行後1年半経過してからの、またベネッセの調査結果より1年以上経過してからの質問であり、取組が進んでいるという印象を受ける数値ではあるが、詳細に問を進めると、園で「保育士のための自己評価チェックリスト」の勉強を始めることについての計画であり、保育者全員が組織として取り組む自己評価までは至らないことが判明した。

研修で、今なぜ自己評価がもとめられるのか、保育の質の向上のために求められている自己評価とはどのようなものであるのか、を説明したことによって、保育士の自己評価と保育所の自己評価の関係が理解されたようであった。

研修に参加した園長たちは、園内研修として職員全員でチェックリストを読み込むことで多くの気づきがあり、自己評価は保育の質向上のために意義があると認めている。

にもかかわらず、自己評価に積極的になれないのはなぜであろうか。その理由として、多くの園長は、仕事量が多すぎて前向きに考えられないと答えている。

Ⅵ 自己評価に関わる問題

以上のように、自己評価については新保育所保育指針で義務付けられたとはいえ、保育士、特に園長たちは積極的な姿勢を示せない状態にあることが明らかになった。

自己評価への取組が進まない理由として、多くの園長は、先に述べたよう、仕事量が多すぎて前向きに考えられないと答えているが、改定保育所保育指針が求めている自己評価への理解も十分とは言えず、評価すること自体に対するとまどいや不安があるのではないかと考えられる。

保育者たちは、今日まで長年、計画に基づいた保育を行い、保育の計画には評価反省欄を設けて、評価・反省をしてきている。あるいは、第三者評価を受審しようとしている保育所においては、第三者評価に向けて、第三者評価のための評価基準に沿って自己評価を行ってきている。これらは、今次保育所保育指針改定に伴う自己評価とどのように異なるのであろうか。また、一人ひと

りの自己評価と保育所という組織としての自己評価をどのように関連づけて行えばよいのであろうか等々、現場の中にはとまどいや不安があるものと考えられる。

また評価という言葉から連想されるのは、これまで受けてきた教育の中での評価、つまり小、中、高校等で手にしてきた成績通知表であり、数値化、序列化、できていないことや不得意なことが指摘される評価であり、保育者たちの心の底には、そのような評価はされたくない、評価したくない気持ちが根強くあるのかもしれない。

しかし、保育士及び保育所の自己評価は保育所保育指針の告示化により義務となり、さらに今後は、児童福祉法第46条により、都道府県等に児童福祉施設最低基準の検査が義務付けられていることから、保育内容についても指導監査の対象となることも考えておかなければならないのである。

保育所の保育の質に関わる指導監査のあり方に関する調査研究を行った西村の報告書⁸⁾においても、6割の保育者が監査の際に自己評価することにより保育が向上すると答えているが、監査の際に自己評価アンケートがもとめられることに負担を感じる保育者が66%に上り、特に5～20年の中堅クラスの保育士に負担感が強いことが示されている。

O市の園長たちにみられるように、負担感を感じながらも、自己評価することの意義を感じることができるのであるから、主体的に取り組める、モチベーションの上がる自己評価の方法を確立することが必要になると考えられる。

厚生労働省「保育所における自己評価ガイドライン」⁹⁾に提示された自己評価のモデル、具体的な展開をさらに具体的に例示することが必要なのではないだろうか。

ところで、保育者として巣立つ前の学生たちは自己評価についてどのように感じるのであろうか。

本学において、専攻科保育専攻「発達心理学特別演習」及び保育科2年次「総合演習」で、筆者より自己評価についての説明を受けた後、保育士の自己評価チェックリストを試みた学生達のほとんどは、自己評価について、自分の保育を見直すよい機会だと感じるようである。

ある学生は「自己評価をすることは難しいことだと思う。だけれども、それが保育の質を高めることになるのだと感じた。」と述べている。「就職後園長より自分たちの保育を評価してみましょうといわれたら、どのようなことをしようと思えますか。」という問にも、今までの保育記録の見直し等をあげ、「自分の保育は自分で評価しにくいと思うので、同僚や先輩の先生に保育をみてもらうことにしようと思う。その他には、いろいろな先生の保育を見ることも、自分に足りない力を知ったり、技術を得る良い機会になると思う。」と答えており、自己評価することに対して一様に積極的に取り組みたいと考えていることが分かる。

ところが、現場経験のある専攻科学生に同様の質問をしたところ、「保育者として働いていた保育所では自己評価する取組は行われていなかったし、第三者評価事業についても知らなかった。自己評価は、自分自身の保育を見つめなおす良い機会であるとともに、新しく課題も分かると思う。日々保育の反省は記録簿や日案、週案に書く所があるが、自分の視点で書くことも多く、ある意味偏っていても気付かないこともあると思う。そのためにも自己評価は大切だと思う。」と回答している。

これらの学生たちが就職し、なにごとにも積極的に取り組もうとしている学生たちの意気込みが萎えることのないよう、各保育所で自己評価の体制が整えられることを願わずにはいられない。

先に述べたよう、保育所における自己評価の基本は、まずは、計画や記録などの資料により、日々の自らの保育実践を見直すこと、そしてそれを同僚と共に振り返ることであり、その目的は保育の質を向上させることにある。

自己評価の方法として、チェックリストを利用することも一つであろうが、振り返りを目に見える形で行う、VTRを利用して保育カンファレンスを行うなど、さまざまな方法を用いて評価することに保育者たちが気付くことが第一歩であろうか。

まだまだ躊躇している保育の現場に保育所における自己評価の基本への理解を促すことが喫緊の課題とも言えよう。

VII おわりに

平成20年3月に保育所保育指針が改定され、平成21年4月から施行され、1年以上が経過した。

改定された保育所保育指針の内容等については、平成20年の改定以前から研修会等で学習が重ねられ、おおむね改定の目的に沿った内容で日々の保育が行われているものと考えられる。

しかしながら、細部にわたっては、まだこれからという部分も存在する。その一つが保育士及び保育所の自己評価ではないだろうか。

改定保育所保育指針 第4章 保育の計画及び評価 2 保育の内容等の自己評価 (1) 保育士等の自己評価(イ)に、「自らの保育実践の振り返りや職員相互の話し合い等を通じて、専門性の向上及び保育の質の向上のための課題を明確にするとともに、保育所全体の保育の内容に関する認識を深めること。」と謳われ、各保育士の自己評価も保育所全体の共同作業であることが明記されている。

さらに、第7章 職員の資質向上 1 職員の資質向上に関する基本的事項(2)には、「保育所全体の保育の質の向上を図るため、職員一人一人が、保育実践や研修などを通じて保育の専門性を高めるとともに、保育実践や保育の内容に関する職員の共通理解を図り、協働性を高めていくこと。」と謳われ、保育所保育が保育者たちの協働の上に成り立つことが強調されている。

ところが、本稿で述べたように、個々の保育者の自己評価への意識は高まっていると受け止められるが、保育所全体での自己評価に対してはとまどいや躊躇があり、進んでいないのが現状であろう。

改めて、新保育所保育指針で強調されている「協働」の意味を吟味し、保育者たちの協働意識を醸成する必要があると考えられる。

また視点を変えてみると、主体的に取り組まれない原因を保育所の自己評価の歴史から探ることができるかもしれない。わが国の第三者評価の歴史を跡付けてみると、1998年の児童福祉法改正で、保育の基本理念が子ども福祉から子ども家庭福祉へと移行し、保育多様化策の中で保育の質を評価するシステム作りが推進されることになって第三者評価事業が導入されることになったのであ

るが、この第三者評価事業が行政主導で着手されたことも影響があるのかもしれない。

以上のように、保育士、保育所の自己評価が主体的なものになり、真に保育の質を高めるものとして根づくためにはまだまだ考えなければならないことが多々存在することが明らかになった。

【注】

- (1) 厚生労働省 2008 保育所保育指針
- (2) 中央教育審議会 2005 子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児教育の在り方について（答申）
- (3) 社会保障審議会少子化対策特別部会 保育サービスの質について 2008
- (4) 箕浦潤子 2008 日本における保育の質の研究動向に関する研究 秋田喜代美 2008 保育環境の質尺度の開発と保育研修利用に関する調査 秋田喜代美 2008 保育環境の質尺度の開発と保育研修利用に関する調査研究 pp.246-250
- (5) 日本子ども学会（編）2009 保育の質と子どもの発達 アメリカ国立小児保健・人間発達研究所の長期追跡研究から 赤ちゃんとママ社
- (6) テルマ ハームス他 1998 埋橋玲子（訳）2004 保育環境評価スケール〈1〉幼児版 法律文化社
テルマ ハームス他 2003 埋橋玲子（訳）2004 保育環境評価スケール〈2〉乳児版 法律文化社
- (7) 社会福祉法人全国社会福祉協議会 2009 機能面に着目した保育所の環境・空間に係る研究事業 総合報告書
- (8) 石井哲夫 2010 全国保育士養成協議会セミナー 特別講演 これからの保育者養成に期待すること 保育士の「自分育ての自己評価」を考える—保育士養成に関わって
- (9) 厚生労働省 2009 保育所における質の向上のためのアクションプログラム
- (10) 厚生労働省 2009 保育所における自己評価ガイドライン
- (11) 前掲書(10)
- (12) 前掲書(10)
- (13) 「幼児教育・保育についての基本調査」研究会 2009 「第1回 幼児教育・保育についての基本調査（保育所編）」速報版 ベネッセ次世代育成研究所
- (14) O市保育園連絡協議会主催 公私立保育園園長研修会 保育園運営管理—自己評価について— 2010
- (15) 「保育士のための自己評価チェックリスト」編纂委員会 2008 平成20年告示保育所保育指针对応保育士のための自己評価チェックリスト
- (16) 西村重稀 2010 保育所の保育の質に関わる指導監査のあり方に関する調査研究 平成21年度児童関連サービス調査研究等事業報告書 前掲書(10)
- (17) 前掲書(10)

Nursery Teacher's Self-Accreditation for Nursery Teaching and Care

Narita, Tomoko*

保育所保育指針が平成20年に改定され、厚生労働大臣による告示となったことに伴い、保育士及び保育所の自己評価が努力義務として位置づけられることになった。

保育士及び保育所の自己評価は何よりも保育の質の向上のためのものであることから、まず保育の質をどのように考えるかについて考察を加えた。

次に、保育の質を高めるための自己評価が保育所保育指針の中でどのように規定されているのかを読み解き、「保育所における自己評価ガイドライン」を参考に、その目的、プロセス、観点、公表について概観した。

さらに1地方都市の保育所の例から、自己評価への取組は途に付いたばかりである現状を報告し、自己評価を、保育士や保育所の主体性によって成り立つ、真に保育の質を高めるものにしていく必要性について述べた。

キーワード：保育所保育指針，保育の質，自己評価